

第3節

被災者の住まい確保

1 被災建築物応急危険度判定

都市計画課

【制度概要】

- ・被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物が、その後に発生する地震活動などによる倒壊、又は屋根や外壁等の落下、附属設備の転倒などの危険性を判定し、人命に関わる二次的災害を未然に防止し、建物を利用する居住者などの安全を確保することを目的として実施するものである。
- ・判定結果は「危険」「要注意」「調査済」に分類し、いずれかの貼紙を建築物の見やすい場所に表示して、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。
- ・判定活動は、建築の専門家である建築士で構成された応急危険度判定士のボランティア活動によって行われた。
- ・建築の専門家が個々の建築物を直接見て判定するため、被災建築物に対して不安を抱いている被災者の精神的安定につながっているといわれている。

【判定の実施状況】

- ・鳥根県西部地震においては、大田市長から鳥根県知事へ判定士の派遣要請を行い、鳥根県をはじめ県内の他市、鳥取県、岡山県笠岡市、民間団体（鳥根県建築士会）から派遣された判定士によって、4月11日(水)から27日(金)にかけて、14日間（休止3日間）の判定活動を実施した。
- ・本市では、建物倒壊等の情報がなかったため、電話等で被災建築物の情報を受けた場合に「判定希望の有無」を確認し、現地の各種調査の情報や市民からの要望を受けた被災建築物を対象として判定活動を行うピンポイント方式で判定を開始したが、被災建築物の多かった地区については、判定希望の有無とは関係なくエリア指定地区内の悉皆調査に変更し判定活動を実施した。

【対応の状況】

- ・地震活動等による二次災害防止のため、被災建築物の応急危険度判定を実施した。
- ・判定件数：6,632件（危険：134件、要注意：784件、調査済：5,714件）、判定士延べ200名
- ・地震発生当日から、市民からの被害報告や被災建築物に対する相談があったため、4月11日から判定を開始、当初は被災建築物のピンポイント方式による判定業務を開始したが、被害が多かった地区があったため、エリア指定方式に変更して、4月27日まで判定を実施（休止3日間）した。

【円滑に対応できた点】

- ・当初のピンポイント方式での判定においては、市職員を運転・補助員として配置したので、点検する箇所の判定業務を円滑することができた。

- ・エリア指定の判定活動にあたり判定区域図を詳細に作成し、担当する判定活動の範囲を明確に示すことができた。
- ・エリア方式に調査方法を変更し、調査済（緑）判定について「判定調査票」の記入を省略したため、判定の進捗が図れた。
- ・前半は行政職員、後半は民間団体（島根県建築士会）の判定士による判定支援より、広いエリア指定内の判定を実施することができた。
- ・判定結果については、エリア内地図に判定結果を色分け記入し、実施本部に掲示することにより結果が分かりやすいようにした。

【課題となった点】

- ・当初、ピンポイント方式で判定を実施したが、判定活動をエリア方式に変更したことにより、判定希望した市民から連絡したのになかなか判定に来てもらえないとの連絡が多く寄せられた。
- ・エリア方式に調査方法を変更し、進捗を図るため調査済（緑）判定については、「ステッカー」の掲示を省略したが、後で判定がされてないのではないかと問い合わせが殺到した。
- ・市において判定実施にあたる判定士が少く、さらに判定活動にも従事したため、島根県職員に本部業務の支援をお願いせざるをえなかった。
- ・市民から、被災建築物応急危険度判定と被災宅地危険度判定、り災証明のための住家被害認定の違いが分かりにくいとの意見が多く寄せられた。

【課題に対する改善の方向性】

- ・エリア方式での判定実施場所について、市ホームページ、音声告知放送などによる周知をできるだけ早期に行う。
- ・エリア方式で調査が終了した場所について、調査済みであることを市ホームページ、音声告知放送で周知を行う。
- ・市の建築士取得職員、市内の建築士に判定士登録と登録更新のための講習会受講を呼び掛け、判定業務に参加した場合は伝達講習を行うなど、判定士の養成を図る。
- ・最初は被災建築物応急危険度判定が行われているが、日経つにつれ被災宅地危険度判定やり災証明のための住家被害認定など各種調査と混同されやすいので、制度の違いの周知を早期に行い混乱をさける。

応急危険度判定写真



【活動記録 4月11日～4月27日】

被災建築物応急危険度判定件数

表19 判定件数

判定 日数	判定日	判定 件数	判定結果（件）			参加判 定士数 （人）	備考（判定士内訳等）
			危険 （赤）	要注意 （黄）	調査済 （緑）		
1日目	4/11(水)	50	3	24	23	8	4班（県4、鳥取県4）
2日目	4/12(木)	147	7	42	98	8	4班（県4、鳥取県4）
3日目	4/13(金)	233	21	31	181	12	6班（県2、鳥取県4、県内市4、市2）
4日目	4/14(土)	425	34	54	337	23	11班（県8、鳥取県4、県内市4、笠岡市2、建築士会3、市2）
5日目	4/15(日)	912	23	102	787	21	10班（県7、鳥取県4、県内市3、笠岡市2、建築士会3、市2）
6日目	4/16(月)	1,044	6	45	993	19	9班（県3、鳥取県4、県内市3、建築士会7、市2）
7日目	4/17(火)	751	4	114	633	16	8班（県2、県内市7、建築士会5、市2）
8日目	4/18(水)	1,140	8	69	1,063	26	13班（県4、県内市7、建築士会11、笠岡市2、市2）
9日目	4/19(木)	1,037	3	116	918	21	10班（県9、建築士会8、笠岡市2、市2）
10日目	4/20(金)	675	10	85	580	20	10班（県7、建築士会13）
11日目	4/23(月)	69	5	33	31	6	3班（建築士会5、市1）
12日目	4/24(火)	60	4	26	30	8	4班（建築士会8）
13日目	4/25(水)	84	5	41	38	10	5班（建築士会9、市1）
14日目	4/27(金)	5	1	2	2	2	1班（市2）
計		6,632	134	784	5,714	200	計98班

※判定のほか、実施本部支援として鳥根県職員（診断士）16名、鳥取県職員2名の派遣を得て判定業務を行った。

2 被災宅地危険度判定

都市計画課

【概要】

被災宅地危険度判定は、大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が個々の宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を防止し住民の安全を確保することを目的とした制度である（災害発生直後、被災宅地の崩壊拡大やそれに伴う建物倒壊などによる二次災害を防止するため、立ち入り制限や応急措置の必要性を判断する。また、被災状況を早期に把握し国等へ報告することで、早期の支援策決定に反映させることができる）。

【対応の状況】

地震発生当日の4月9日から、市民からの被害報告や現地確認の要請があり、判定活動実施体制の構築を図り、翌4月10日には判定計画を作成（当初計画：判定要請のあった宅地90件を判定、1班3人×3班×3日間）、告知放送により判定活動実施の周知を行った。

地震発生から2日後の4月11日から判定活動を開始し、4月26日までの12日間（休止日4日）で延べ人員65人を動員し、221件（危険：43件、要注意：74件、調査済：104件）の判定を実施。活動自治体は鳥根県を中心に鳥取県、松江市、出雲市、大田市。

【円滑に対応できた点】

○支援による迅速な体制整備

- ・地震発生当日、鳥根県から先遣隊が派遣され現地調査を実施。同日、被災宅地危険度判定実施本部を大田市役所本庁舎に設置し、鳥根県へ支援要請を行った。
- ・早期に支援要請を行ったことで、迅速に判定活動実施体制を構築することができた。

○被災建築物危険度判定業務との連携

- ・先行して実施した被災建築物危険度判定業務の判定班から、判定が必要な被災宅地の情報を得ることで、円滑に判定計画を作成することができた。

【課題となった点】

判定士数が少なく、経験者もいなかったこと。また、初動時は所管施設の対応や被災建築物応急危険度判定などの業務に追われたため、判定班の構成や実施本部の運営に対し鳥根県の支援が必要となった。

【課題に対する改善の方向性】

土木、建築等の技術に関して一定の実務経験を有した職員は、判定士登録に必要な講習を受講し判定士数増加に努める。また、登録更新時の講習会参加や他地域への支援に積極的に取り組み、実地経験者の養成を図る。

3 住家被害認定調査（1次調査）

税 務 課

【概要】

震災直後から寄せられる被害の報告により、調査対象を約1,000件と想定し、内閣府の定める住宅被害認定調査基準に基づき、4月20日から現在税務課職員に家屋評価業務の実績を有する職員を加え5班体制にて現地調査を開始した。

早期の調査完了するため島根県に支援を要請し、4月23日からは島根県、鳥取県、県内外の自治体からの支援を受け、1班3～4人、1日最大12班と調査体制を拡大し調査を行った。

調査を続ける中、島根県・大田市独自制度を加えた生活再建支援制度の周知に伴い当初想定した調査対象を大幅に上回る調査の申請があり、5月23日まで支援体制を延長して約3,500件の調査を進め、当初からの調査の集中段階を越えることができた。

以降は税務課を中心に調査を継続し、12月末までに4,562件の調査を行った。

【対応の状況】

住家の被害認定1次調査については、調査の早期実施、り災証明書の発行、公平性の確保のため内閣府の定める住宅被害認定調査基準に基づき実施した。

税務課職員を中心とした体制で調査を実施したが、調査開始から約1か月間は、島根県を通じて県内外自治体から調査のための人材、人員の支援を受け、発災直後からの大量の調査を実施することができた。

以降、調査体制を減少しながら調査を継続し、発災から9か月後の12月まで実施した。

【円滑に対応できた点】

- ①調査方法・調査方針については、鳥取県中部地震での倉吉市の経験からの助言・現地指導により具体的な対応策を速やかに決定することができた。
- ②調査の事前処理として、対象となる家屋図面等複数の資料を作成し現地で活用したことにより、現地調査の効率化、正確性の向上を図ることができ、事後に相談があった場合にも適切な説明に十分な効果を果たした。
- ③県内外の自治体からは、被害認定調査の実績を有する職員を中心に派遣いただき、適正かつ迅速に調査を行うことができた。
- ④支援調査員の初回調査では地元職員等との目合わせを行うことにより、調査実施の統一を図ることができた。

【課題となった点】

- ①発災直後の被害報告を基に調査を開始したが、島根県・大田市独自制度を加えた生活再建支援制度の周知に伴い当初想定した調査対象を大幅に上回る申請があり、調査体制、人員確保期間の延長など調査の実施に大きな変更が必要となった。
- ②現地調査を行うために、調査を行う知識・技術を有する人員が不足しており、市調査体制としては、現在の税務課職員に加え他部署から家屋評価業務の実績を有する職員を加えて調査班を構成した。

- ③早期の調査実施が求められ、心身ともに調査員の負担が積み重なり、負担の軽減、分散など調査員の体調管理に苦慮した。
- ④事前調査資料は調査の実施には効果があったが、資料の作成には多くの手間も必要でもあり、調査後の調査結果作成とともに表に見えない内部処理にも多くの人員を要した。
- ⑤調査に使用できる地図システムがなかったため、調査対象の特定、所在地の把握、調査日程の作成など全てが手作業となり準備に時間を要することとなった。実施状況など調査の全体像の把握が困難であった。
- ⑥被害認定調査受付から災害証明書発行・被災者生活再建支援金給付までのデータ処理において、既存の住民情報・税情報との連携が困難で不都合が生じる場合があった。
- ⑦住宅に対する調査は応急危険度調査、被害認定1次調査、2次調査等複数の実施があり、調査の違いを被災者が理解できないことも少なくなかった。特に外観調査となる1次調査では、内部の損傷の調査を強く求められることも多く、現場でのトラブル、相談窓口への苦情の訴えの件数は数多くあった。
- ⑧調査用具（傾斜計、コンベックス、デジタルカメラ及び充電機器等）の調達に苦慮した。

【課題に対する改善の方向性】

- ①災害に対する対策、支援方針等を速やかに決定することにより、被害認定1次調査の必要量の把握が可能となり、体制の構築、調査の速やかな実施が可能となる。
- ②調査ができる職員を発災後に養成することは困難であり、研修会の受講などにより計画的に多くの要員を育成しておく必要があり、所属課（税務課）に限定しない調査員招集のルール作りが必要である。
- ③調査に用いる資料により、現地調査の速度、精度に大きな差が生じるが、調査の進捗と事前資料作成の労力軽減、時間の短縮を検討し方法を決定する必要がある。
- ④一貫した情報処理のためのシステム構築により調査データの精度は向上するが、システムの管理方法に検討が必要。（事務処理の基幹データとの連携、地図情報システム導入）
- ⑤災害時には多岐にわたり情報を発信しなければならず、災害直後に行う被害認定調査の時点では情報の周知が行き届かないことが想定されるため、調査方法と調査時の対応との検討が必要。被害程度の少ない住宅の調査方法については、内閣府の定める写真提出による判定の方法の併用も検討すべき。
- ⑥調査用具を予め調達しておくこと。

表20 月別調査件数

(H30.12.28現在)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1,051	2,551	535	184	80	30	29	27	75	4,562

*被害認定1次調査（現地調査）実施期間：平成30年4月20日～平成30年12月
 ○調査日数 延べ83日 ○調査人員 延べ1,093人 ○調査班数 延べ343班

被害認定 1 次調査



4 住家被害認定調査（2次調査）

都市計画課

【概要】

- ・被害認定1次調査は外観目視調査であるため、1次調査の結果に不服があり2次調査の申請をされた被災者に対して、建物の内部調査を含めた住家被害認定2次調査を5月21日から行い、住家被害の再認定を行った。5月28日から6月8日までは、島根県の建築職員の派遣を受けて班の編成を増加し、調査の進捗を図った。
- ・2次調査にあたっては、正確な被害把握により納得される調査となるように、1班当たり調査員2名、補助員1名の3人体制で、1日当たり2件の調査を行った。

【対応の状況】

- ・1次調査の結果に不服があり、2次調査の申請があった住家について調査を行った（現地調査：125件）。

【円滑に対応できた点】

- ・受付窓口で2次調査担当の調査員が、必要に応じて1次調査と2次調査の調査方法の違いを説明し、被災者の相談に対して調査方法の説明を行った。また、2次調査申請受付時に、調査日程の希望・調整を行い調査の円滑化を図った。

【課題となった点】

- ・調査員の建築技師が、建築窓口業務と2次調査受付業務、調査業務に分散したため、住家調査の人員が限られ多数の班編成ができなかった。そのため短期間での調査完了ができず、島根県の支援が必要となった（島根県建築職員の応援も入れ、1日最大4班体制で8件の2次調査が限界であった）。

【課題に対する改善の方向性】

- ・市の調査班の班編成を建築技師1名と固定資産税業務経験のある調査員1名、補助員（市職員）1名の3人体制として協力して調査を実施する。税経験のある調査員とは業務を一緒に行い、補助員についても被災箇所の写真撮影・集計業務などの実務作業等を依頼し、調査員の育成に努める。

住家被害認定2次調査

表21 【活動記録】 月別調査件数（再々調査1を含む、平成30年11月末現在）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
件数	46	59	13	4	2	0	1	125

※市調査員のほか、5月28日から6月8日にかけて島根県の災害支援職員（調査員）延べ40名の派遣を得て2次調査を行った。

5 り災証明書の発行

危機管理課

【対応の状況】

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務と位置付けられており、被災者の救援を行うための各種施策、税の減免などを実施するにあたり、り災事実の証明が必要な場合に、市が被害状況を調査及び確認の上、証明を行うものである。

【円滑に対応できた点】

○証明書発行体制

証明書発行日を4月27日から毎週火曜日と金曜日とし、発行が円滑にできた。

○被災証明書の交付

り災証明書とは別に交付する証明書であり、家屋被害認定調査を行わず、被害の程度についても判定することはせず、被災者からの申し出があった場合に写真などで状況を確認して被災証明書を交付した。

事業所設備など非住家のもの、墓などの被害について発行の申し込みがあり、それぞれの対応を行った。

※被災証明書⇒自然災害により物件等に被災のあった旨を証明するもの。

【課題となった点】

○被害報告から災証明書交付申請への切り替え

被災者に対する生活再建支援制度が固まる前から災証明書の申請希望（被害報告）が寄せられた。このため、円滑に証明書を発行するために被害報告に基づき調査を開始した。被害報告とり災証明書交付申請が重複する期間があり、混乱を招くこととなった。

○人材確保

住家被害認定調査を行うためには多大な人的資源を投入する必要がある。

【課題に対する改善の方向性】

○制度の確立

り災証明書交付申請から発行までのマニュアルを作成する。

○人材確保

専門資格や経験のない職員でも対応できるように内閣府が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めており、その指針を活用し、職員研修を行い人材確保に努める。

表22 災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	平成30年大田市東部を震源とする地震により住宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が10%以上20%未満の世帯のものとする。
小規模破損	平成30年大田市東部を震源とする地震により住宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が1%以上10%未満の世帯のものとする。

6 仮住居の確保

都市計画課

【概要】

1. 公営住宅等の提供

大田市内で居住していた住宅やアパートが半壊以上の被害を受け住宅困窮となった者に市営住宅、教職員住宅及び国より石見大田税務署官舎を大田市が借り受け、最長1年間無償（敷金、保証人免除）で住居の提供をする。

2. 大田市民間賃貸住宅家賃補助事業

大田市内で居住していた住宅が半壊以上又はアパートが罹災し引き続き従前のアパートに住むことができなくなった方が大田市内の民間賃貸住宅に転居された場合に、入居日を含む月から12か月を限度として家賃と入居に係る諸費用を補助する。

入居に要する諸経費 75,000円

家賃補助（持ち家）家賃の4／5（上限40,000円）

家賃補助（借家）従前の家賃との差額の1／2（上限40,000円）

申請期間 平成30年4月9日から平成31年4月30日まで

【対応の状況】

1. 公営住宅等の提供

- ・地震当日から市営住宅の災害用政策空家・空家14戸（大田3戸、温泉津9戸、仁摩2戸）の提供を決定し募集を開始した。その後、教職員住宅2戸の提供、石見大田税務署官舎2戸を大田市で借り受け被災者への住宅の提供を実施した。

※平成30年11月末現在：提供住宅戸数11戸（うち退去者3戸）

※実績：入居戸数12戸（市営住宅8戸、教職員住宅2戸、石見大田税務署官舎2戸）

平成31年2月末現在入居戸数7戸（市営住宅6戸、教職員住宅2戸、石見大田税務署官舎1戸）

2. 大田市民間賃貸住宅家賃補助事業

- ・持ち家が半壊以上又は被災により賃貸契約を解除される方を対象に入居に関する費用及び家賃の補助を実施した。平成31年2月末現在：認定件数11件（持ち家2件、借家9件）

【円滑に対応できた点】

1. 公営住宅等の提供

- ・地震発生当日から市営住宅提供を決定し、募集を開始した。また、被災者のニーズにマッチした住宅を提供するため教育委員会や国の宿舍を借り受け住宅の提供を行った。

2. 大田市民間賃貸住宅家賃補助事業

- ・地震発生後1週間（4月16日）で支援者制度を制定し、被災住民が日常生活を取り戻すための手助けを速やかに実施した。

【課題となった点】

1. 公営住宅等の提供

- ・地震り災者の希望が大田市東部の住宅に集中し、提供できる住宅とのミスマッチがあった。
- ・応募が随時あり、公平性の担保及び提供受付期間の設定に課題が残った。
- ・被災者が提供住宅に入居後、故障等不具合のある物件があった。

2. 大田市民間賃貸住宅家賃補助事業

- ・家賃の日割計算が契約ごとに違っていたため、従前家賃との差額の算出根拠を明確にする処理に時間がかかった。

【課題に対する改善の方向性】

1. 公営住宅等の提供

- ・提供できる住宅とのミスマッチについては、民間賃貸住宅家賃補助事業により対応できた。また、応募について、1週間をめぐりに選考を行い一定の公平性を保つこととした。故障等の対応については、退去時の確認と部屋の清掃（年3回程度）で把握に努め、故障発見時には速やかに修繕を実施する。

2. 大田市民間賃貸住宅家賃補助事業

- ・申請様式に家賃の日割計算方法についての記入を求める。

7 災害廃棄物の処理**環境政策課****【対応の状況】**

○災害廃棄物一時保管

1. 仮置場の設置

4月9日未明に発生した地震による災害廃棄物の発生が見込まれることから、生活に支障をきたす災害廃棄物を処理するため、大田市不燃物処分場（宅野）を仮置場として、被災者等による持ち込みを4月12日から受け入れた。

これに先立ち、4月10日に「宅野地区見守り協議会」と大田市不燃物処分場を仮置場として災害廃棄物を受け入れることを協議し、了承をいただいた。また、災害廃棄物の分別を促すとともに、これに便乗した廃棄物の持ち込みがないよう「大田市建設技術協会」「大田市建築組合」に対しお願いした。さらに、大田市不燃物処分場での受け入れ態勢・受け入れ環境を整備し、ホームページやぎんざんテレビ、放送、報道発表等により市民に周知した。

2. 仮置場の開設期間

当初、4月12日(木)から連続して4月24日(火)までを受け入れ期間として設定した。しかし、搬入期間の延長を求める声が多いことから、受け入れ期間を5月20日(日)まで（5/4. 5. 12. 13. 19日を除く）延長した。また、ボランティアの依頼を受けたもので、天候や限られた人数等の事情により5月20日までに持ち込めなかった方については、(有)山崎組を仮置き場として、依頼受諾分の13件を受け入れた。

5月20日以降の相談については、り災証明及び現地の確認を実施した上での対応とした。

災害廃棄物の受け入れは、8月末をもって終了とした。

3. 仮置場の運営及び人員

仮置き場には、災害廃棄物の受け入れや分別、荷下ろし等を行う人員として、衛生処理場及びクリーン(株)の職員を配置し、また民間事業者である(有)山崎組にも委託し、期間中対応した。

人員は、災害廃棄物受け入れのため、衛生処理場職員2名、クリーン(株)2～3名(平日の場合)、(有)山崎組2名程度の増員を行い対応した。

(仮置場状況写真等)

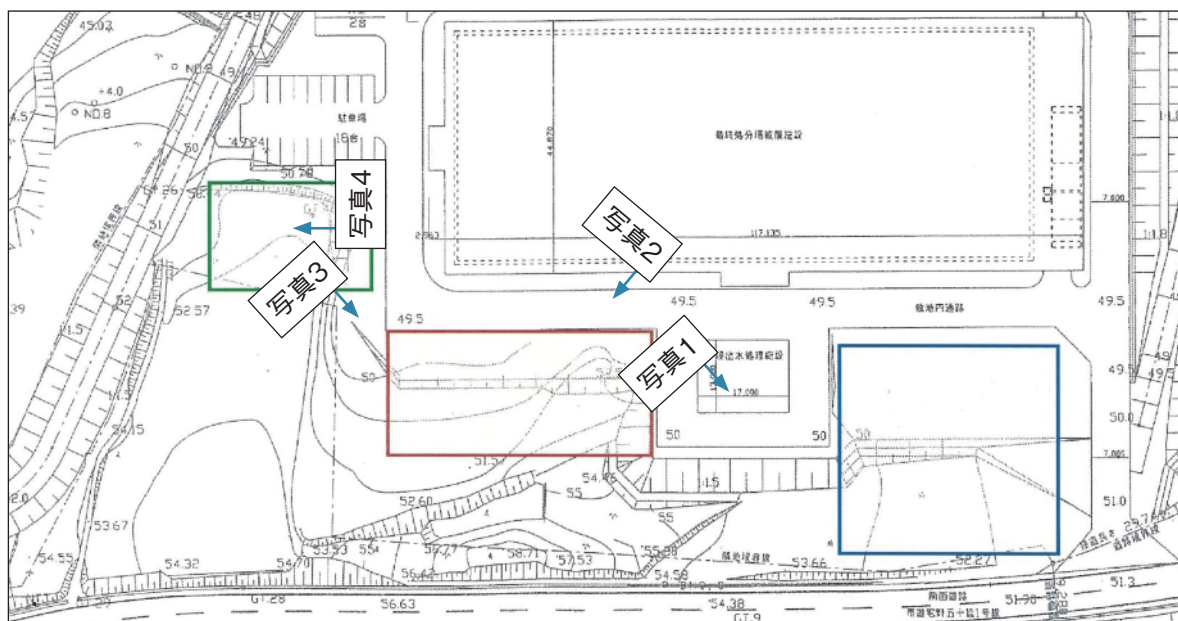


写真1 (4/27撮影)



写真2 (4/27撮影)



写真3 (4/7撮影)

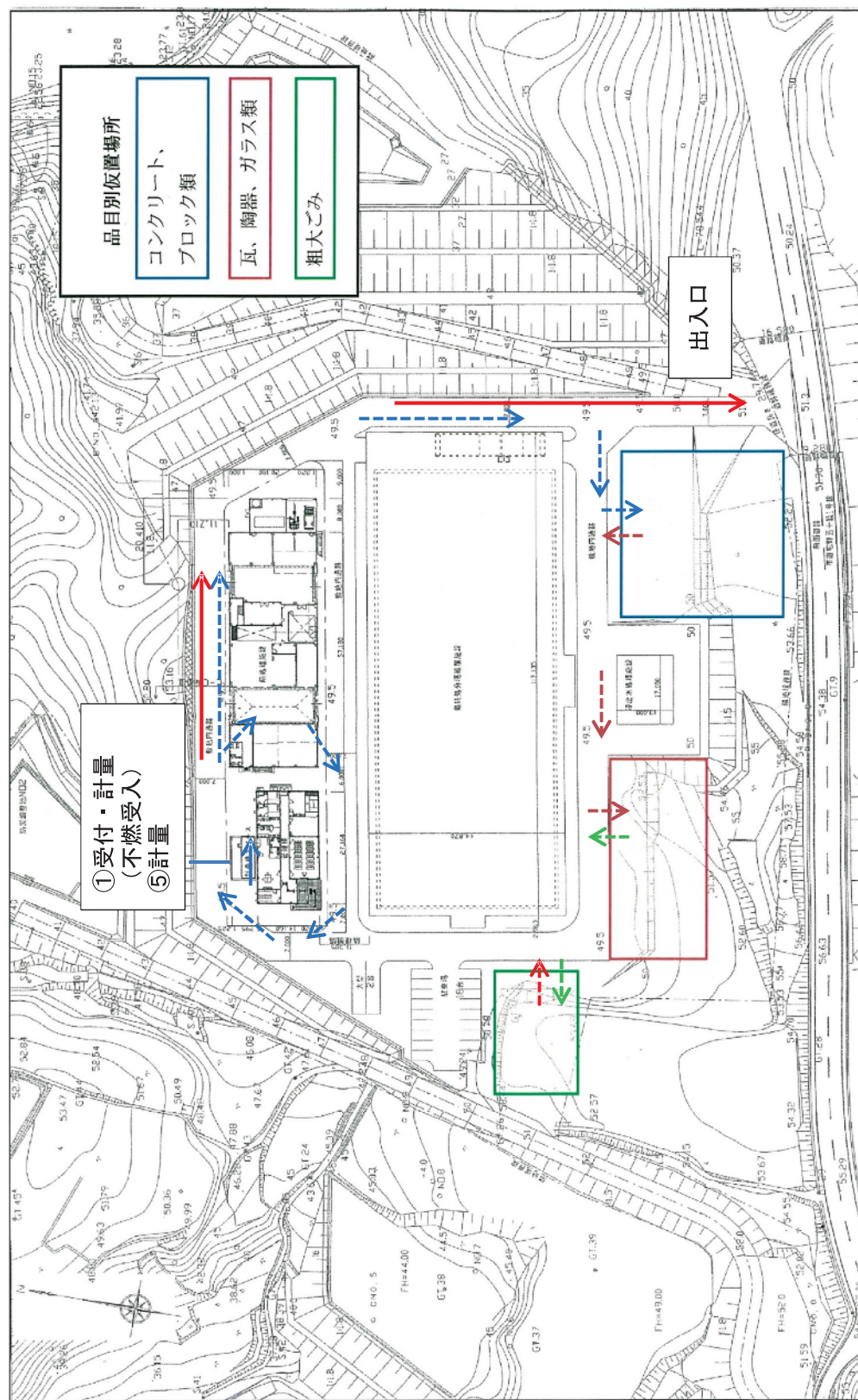


写真4 (4/27撮影)



仮置場順路

緊急災害廃棄物仮置場

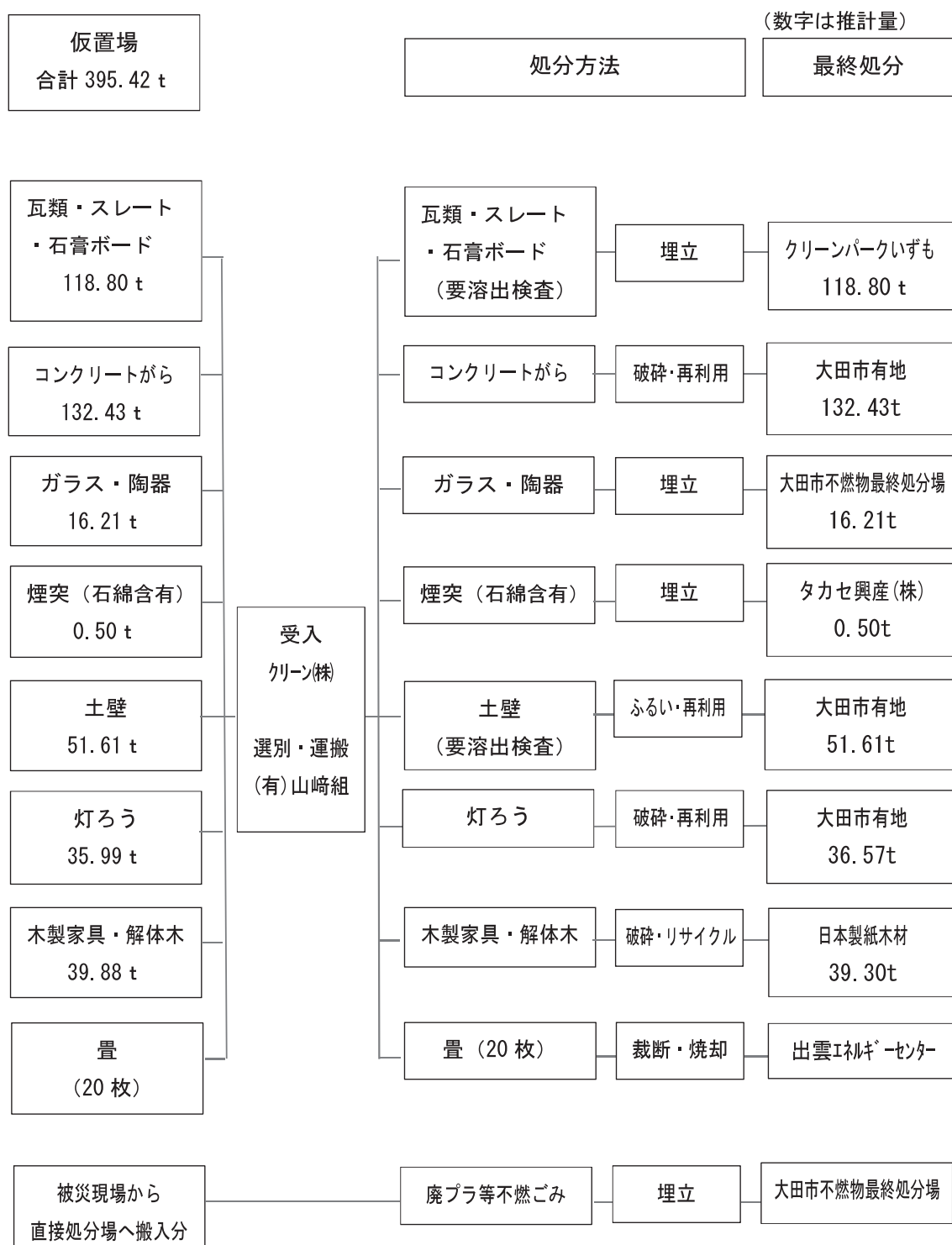


○災害廃棄物の処理

処理についてはできるだけリサイクル、再生利用等ができるよう分別して受け入れ、フロー図のとおり処理を行った。

(フロー図)

災害廃棄物処理フロー図



○災害廃棄物の処理実績

処理前のため、推計量を記載

【円滑に対応できた点】

地元の理解もあり、災害廃棄物の仮置場を大田市不燃物処分場にしたことで、受け入れた災害廃棄物の重量が把握できたこと、仮置場への不法投棄がなかったこと、作業の騒音や振動等の心配がなかったことなど。

また、大田市建設技術協会、大田市建築組合へ災害廃棄物と産業廃棄物を一緒にしないよう事前に周知徹底をお願いした。

【課題となった点】

仮置場の設置や最終処分先の確保など、災害廃棄物の処理や対応をまとめた計画の策定。

【課題に対する改善の方向性】

平成32年度に災害廃棄物処理計画を策定する（大田市総合計画）。

8 被災宅地擁壁等復旧事業

都市計画課

【概要】

本市の区域内において被災した居住する住宅に重大な損害を及ぼす恐れがある擁壁等が属する土地（被災した石垣・擁壁の高さの1.5倍の距離内に居住する住宅がある場合）について、擁壁等の復旧に要する経費の一部を補助する。（ただし、営利を目的とする不動産事業の用に供する土地を除く。）

- ・ 補助率等：対象経費の 2 / 3 （補助額上限100万円、対象経費30万円以上）

※擁壁の面積当たりの限度額は平方メートル当たり 4 万円を限度

- ・ 申請期間：平成31年 3 月31日まで（復旧工事は平成32年 3 月31日までに完了が必要）

【対応の状況】

住家の安全性の早期回復に資することを目的として、大田市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱を制定した。擁壁等の復旧工事を行う方を対象に補助金を交付し、被災宅地の復興支援を進めた。

<大田市被災宅地擁壁等復旧事業補助金（平成31年 2 月28日現在）>

- ・ 事前相談件数：76件
- ・ 補助金交付申請件数：18件
- ・ 補助金額：11,105千円

【円滑に対応できた点】

平成30年 4 月27日に制度を創設し受付を開始した。また、島根県に対し、協調支援する制度の創設について要望、協議を行い、補助金の 1 / 2 を県補助金として財源に充てることができた。

周知を図るため、市報及び市ホームページへの制度概要の掲載、事業者向けの説明会を行い、相談に対しては、必要に応じて現地での被害状況を確認し、制度や申請手続きの説明を行った。

【課題となった点】

- 補助要件や申請手続きなどの制度の周知不足等
 - ・必要な提出書類の不足や記載内容不備などにより、交付申請に時間を要した事例があった。
 - ・相談受付の際の説明が不十分で、現場確認や申請の案内が遅れた事例があった。
 - ・ブロック塀など補助対象外のものに対する復旧の相談が多数あった。

【課題に対する改善の方向性】

- 制度の周知
 - ・ぎんざんテレビなどの活用など様々な手段を使って周知を行う。
 - ・制度内容、手続き方法等が理解しやすいよう工夫したチラシ、資料を作成する。
- 支援体制の整備
 - ・対応職員間の情報共有を密にし、説明不足等による手続きの遅延などが発生しないよう体制を整える。
- 補助制度の検討
 - ・ブロック塀の復旧については、国・県の事業を活用して新たな補助制度を検討する。

9 大田市石州瓦・県産木材利用促進住宅等再建支援事業

産業企画課

【対応の状況】

地震後、被災者住宅の再建と地場産材（石州瓦、県産木材）の利用を促進するため、既存の「大田市石州瓦等利用促進事業」を拡充する形で制度設計を始めた。

同様に地場産材による再建支援制度を検討する島根県とも密に連携し、より使いやすい制度となるよう協議を行い、4月27日に「大田市石州瓦・県産木材利用促進住宅等再建支援事業補助金交付要綱」を施行した。

事業の周知にあたっては、ホームページへの記事掲載や施工事業者等を対象にした支援制度説明会、地震総合相談窓口での紹介等を実施した。

5月10日から10月31日までの間で、157件、8,640千円の補助申請があった。

【円滑に対応できた点】

- ・ 速やかな制度設計
- ・ 事業の周知

【課題となった点】

- ・ り災証明書の発行件数に対し、申請件数が想定より少なく、さらなる周知が必要と思われる。

【課題に対する改善の方向性】

- ・ り災証明書の発送時に、補助金申請書類を同封する。



【配付資料（平成30年5月1日配布）】

地震により被災された皆様へ
石州瓦・県産木材を活用した住宅等の再建を支援します！

【平成30年度】

大田市石州瓦・県産木材利用促進住宅等再建支援事業

H30.4.9島根県西部地震で被災した住宅等を修繕・新築される際、石州瓦・県産木材をご活用いただくと、その使用量に応じて下表のとおり補助金を交付します。

●補助対象工事・補助金額等

補助メニュー	補助対象工事	区分	補助金額
①石州瓦補助	大田市において石州瓦を16枚（1㎡）以上使用する 新增改築・屋根替え・屋根修繕工事等 ＜石州瓦使用枚数に応じて補助＞	16枚以上 800枚未満	2万円
		800枚以上 1200枚未満	6万円
		1200枚以上 1600枚未満	8万円
		1600枚以上 2000枚未満	10万円
		2000枚以上 2400枚未満	12万円
		2400枚以上 2800枚未満	14万円
		2800枚以上 3200枚未満	16万円
		3200枚以上	18万円
②県産木材補助	大田市において島根県産木材を0.1㎡以上使用する 新增改築工事等 ＜島根県産木材使用量に応じて補助＞	0.1㎡以上 10㎡未満	2万円
		10㎡以上 20㎡未満	5万円
		20㎡以上 30㎡未満	8万円
		30㎡以上	11万円

※①と②の金額を合算して交付します。最大29万円。

※島根県の石州瓦・県産木材補助制度との併用ができます。

詳しくは石州瓦工業組合（石州瓦：0855-52-5605）または
（一社）島根県木材協会（県産木材：0852-21-3852）にお問い合わせください。

●申請方法

工事完了後1ヶ月以内に、申請書に必要書類を添付の上、大田市産業振興部産業企画課までご提出ください。申請書等は大田市ホームページにてダウンロードできます。

※申請の受付期限は平成31年3月29日（金）まで

《必要書類》

- ・補助金交付申請書
- ・補助金交付請求書
- ・り災証明又は被災証明の写し
- ・工事代金領収証の写し
- ・石州瓦の出荷証明書又は納品書の写し
（石州瓦補助を受ける場合）
- ・しまねの木認証書（県産木材補助を受ける場合）



詳しくは、下記までお問い合わせください。

大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係

TEL：0854-83-8075（直通） E-mail：o-syokou@city.ohda.lg.jp